

国民体育大会選手強化事業費補助金に係る事務取扱について

1 補助対象事業について

国民体育大会選手強化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 11 の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(1) トップ選手強化事業

- ・対象事業・・・強化練習会（県内外で行う練習会、合宿、強化試合等）、県外チーム招聘、各種大会参加
- ・対象者・・・選手、指導者、その他スタッフ、招聘チーム選手・スタッフ
- ・対象経費・・・宿泊料、交通費、会場使用料、傷害保険料掛金、大会参加料、その他経費

(2) ジュニア選手強化事業

- ・対象事業、対象者、対象経費・・・(1) トップ選手強化事業と同じ

(3) 指導者スキルアップ事業

- ・対象事業・・・指導者のための研修会等
- ・対象者・・・招聘指導者、県内指導者
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費、謝金、会場使用料

(4) コーチ派遣事業

- ・対象事業・・・中央競技団体等開催の研修会等参加
- ・対象者・・・県内指導者
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費、研修会等参加費

(5) 重点競技強化事業

- ・対象事業、対象者、対象経費・・・(1) トップ選手強化事業と同じ。

(6) ターゲットエイジ支援事業 ※重点競技強化事業との組み合わせ事業

- ・対象事業・・・(1) トップ選手強化事業と同じ。
- ・対象者・・・いわて国体時の少年種別候補選手
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費

(7) ふるさと選手支援事業 ※重点競技強化事業との組み合わせ事業

- ・対象事業・・・(1) トップ選手強化事業と同じ。
- ・対象者・・・ふるさと選手
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費

(8) 優秀指導者招致事業

- ・対象事業・・・強化練習会（県内外で行う練習会、合宿、強化試合等）、各種大会
- ・対象者・・・招聘指導者
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費、謝金、会場使用料

(9) 強豪県視察事業

- ・対象事業・・・他都道府県視察
- ・対象者・・・競技団体国体強化担当者等
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費

(10) 強化選手支援事業

- ・対象事業・・・特別強化選手が参加する国際大会並びに中央競技団体等が開催する選手強化事業及び大会

- ・対象者・・・第71回国民体育大会強化委員会が指定する特別強化選手
- ・対象経費・・・宿泊費、交通費、大会参加費、その他経費

(11) 競技馬購入費補助事業

- ・対象事業・・・競技馬購入
- ・対象経費・・・競技馬購入経費

(12) 強化指定校・強化指定クラブ支援事業

- ・対象事業、対象者、対象経費・・・(1) トップ選手強化事業と同じ。

2 補助対象経費の内容について

1の補助対象事業における各対象経費の内容は以下のとおりとする。

(1) 宿泊費

ア 1泊8,000円を上限額とした宿泊料金の実費。

※指導者スキルアップ事業、コーチ派遣事業、優秀指導者招聘事業、強化選手支援事業については実費額(1泊2食)とする。

イ 食事の提供がない施設に宿泊した場合の朝食・夕食の費用について、1食あたり1,100円を上限額とした実費を宿泊費に加算することができる。

ウ 合宿所等を利用した場合に係る経費(施設利用料、光熱水費、寝具レンタル代、寝具クリーニング代)の実費。

(2) 交通費

ア 鉄道賃、航空賃、船賃、車借上料の実費。

イ 鉄道賃は、出発地の最寄り駅から補助事業を行う会場地最寄り駅までの往復に要する運賃、特急・急行料金とする。

ウ 鉄道賃のうち、特急・急行料金は、特急・急行列車が運行する路線において、特急は100km以上、急行は50km以上移動する場合に補助対象とする。

エ 車借上料は、バス、レンタカーを借上げて移動する場合に要する借上料、燃料費、有料道路料金の実費。

オ 他の交通機関を利用する場合は、補助事業者からの事前協議により必要と判断した場合は認めることとする。

(3) 会場使用料

使用する施設及び付随する設備の使用料金、光熱水費等の実費。

(4) 謝金

ア 支給単価1時間あたりの上限額は7,600円とする。

イ 謝金の支給時間には、移動や休憩の時間等は含まないものとする。

ウ 謝金の支給時間に30分未満の端数が生じたときは、その端数について1時間あたりの額の2分の1とする。

(5) 傷害保険料掛金

補助事業参加者に対する傷害保険加入掛金の実費。

(6) 大会参加費

大会の参加費の実費。

(7) 講習会等参加費

コーチ派遣事業において、参加する講習会等の参加費の実費。

(8)その他経費

上記(1)～(7)に該当しない下記経費の実費。

- ・ヨット・カヌー・ボート・競技馬の輸送費
- ・スキー競技におけるリフト代
- ・クレー射撃競技におけるクレー代、装弾代
- ・ライフル射撃競技における装弾代
- ・ボウリング競技におけるゲーム代
- ・その他特に必要と認める経費

3 事務手続きについて

(1)補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとするときは、下記書類を第71回国民体育大会強化委員会に提出する。

- ア 国民体育大会選手強化事業年間計画書(様式第1号) ※1(10)(11)(12)の事業については不要
- イ 平成 年度国民体育大会選手強化事業費補助金交付申請書(様式第2号)
- ウ 収支予算書(様式第3号)

(2)補助金の変更交付申請

補助金の変更交付申請をしようとするときは、下記書類を第71回国民体育大会強化委員会に提出する。

- ア 平成 年度国民体育大会選手強化事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)
- イ 収支予算書(変更)(様式第5号)

(3)補助金の請求

補助金の請求をしようとするときは、下記書類を第71回国民体育大会強化委員会に提出する。

- ア 平成 年度国民体育大会選手強化事業費補助金請求書(様式第12号)
- イ 資金計画書(様式第13号) ※1(10)(11)(12)の事業については不要

(4)事業実施前 ※(11)の事業については不要

事業を実施する場合、事前に下記書類を第71回国民体育大会強化委員会に提出する。

- ア 国民体育大会選手強化事業実施要項(様式第8号)
- イ 参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)
- ウ 外部指導者経歴書(様式第10号) ※外部指導者を招聘する場合に限る。

(5)事業実施後 ※(11)の事業については不要

事業が終了したときは、下記書類を第71回国民体育大会強化委員会に提出する。

- ア 国民体育大会選手強化事業実施報告書(様式第11号)
- イ 参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)
- ウ 領収書等証拠書類の写し

(6)補助金の精算

その年度の全ての補助事業が終了したときは、下記書類を第71回国民体育大会強化委員会に提出する。

- ア 平成 年度国民体育大会選手強化事業費補助金事業完了報告書(様式第6号)
- イ 収支精算書(様式第7号)